

## 勤務条件に関する措置要求制度の概要

伊丹市公平委員会

### 1. 措置要求制度の意義

伊丹市の一般職の職員は、「地方公務員法」および「勤務条件の措置の要求に関する規則（昭和26年10月20日伊丹市公平委員会規則第2号）」に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、当局により適正な措置がとられるべきことを公平委員会に要求することができます。

### 2. 措置要求のできる職員

措置要求のできる職員	措置要求することができない職員
<b>一般職の職員</b> （一般行政職員、教育公務員〔市立伊丹高等学校・市立幼稚園の教育職員〕、消防職員、任期付職員、再任用職員、臨時職員、条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員）	<b>公営企業職員</b> （病院・上下水道局・交通局・モーターボート事業の職員） <b>特別職の職員</b> （非常勤嘱託職員他） <b>市立小中学校の教育職員</b> （県費負担職員） <b>技能職員</b> 等

- ・退職した職員は、措置要求することはできません。
- ・職員が共同して措置要求することはできますが、職員団体自体が措置要求することはできません。

### 3. 措置要求の対象となる事項

給与、勤務時間その他の勤務条件が措置要求の対象となります。

任命権者の専権事項である管理運営事項（企画、定数、人事、職務執行、予算、財産等に関する事）や、法令の制定、改廃を求めるような措置要求、職員が現に保有している公務員たる地位に直接関係のない勤務条件については、対象とはなりません。

措置要求の対象となるもの（例）	措置要求の対象とならないもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任用：採用、昇任、降任、転任</li> <li>・給与：給料、諸手当、その他</li> <li>・退職年金：退職勧奨、在職期間の通算</li> <li>・旅費：旅費一般、研修旅費、赴任旅費</li> <li>・勤務時間：正規の勤務時間、休憩・休息時間、時間外・休日勤務、宿日直勤務、職務専念義務の免除、振替休日等</li> <li>・休暇：年次有給休暇、特別休暇</li> <li>・執務環境：事業所衛生基準規則の遵守、その他</li> <li>・福利厚生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営事項：企画、定数、人事、職務執行、予算、財産</li> <li>・直接的、具体的でない事項</li> </ul>

#### 4. 措置要求の方法、審査等の手続き

措置要求の方法、他、審査、判定の手続き等については、「勤務条件の措置の要求に関する規則」の定めるところによります。

#### 5. 措置要求の審査

公平委員会は、自らの責任で積極的に職権により審査を主導します。

公平委員会は、必要があると認めるときは、要求者、所属長、その他の関係者から意見を聞き、資料の提出を求め、または事情を聴取し、その他必要な調査を行います。

公平委員会は、関係当事者に対して、要求の内容について交渉を行うように勧めることがあります。

#### 6. 判定及び執るべき措置

公平委員会は、要求の対象となる事項について審査をし、「要求の全部または一部を認める判定」または「要求をすべて認めない判定」を行います。

公平委員会は、判定の結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項について権限を有する機関に対して、必要な勧告をします。勧告は、法的拘束力を持ちませんが、当局は、これを尊重し、その実現に努めるべきものとされています。

#### 7. 勤務条件に関する措置要求 手続きの流れ

